

第二次世界大戦後のイギリス（イングランド）の教育政策と行政
に関する歴史的変遷と評価
－ 階級社会における平等と機会均等主義を中心に －

Historical Trends and Evaluation of England's Educational
Policy and Administration after WWII:
On the Principle of Equal Opportunity in a Class Society

武村 秀雄

TAKEMURA Hideo

キーワード： 教育格差、教育改革法、資格社会、GCSE、GCE-A

はじめに

拙稿は、英国 [グレートブリテン及び北アイルランド連合王国] (UK: United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) の人口の80%以上占めるイングランド (含ウェールズ) の教育政策と行政に焦点をあてて検証と考察を試みる。スコットランドと北アイルランド両国はかなりの自治権を持っているが、イングランドとの共通点もかなりある。

イギリス議会 [ウェストミンスター議会] は厳密にはグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国議会との位置づけであり、英国の中心的議会として大きな権限を有している。イギリス政府による教育政策及び行政の変遷を時系列的に提示し、イギリス社会に与えた影響を整理する。イギリスでは第二次世界大戦以前から教育制度の再建、拡充、変革に関する本格的な議論があった。最優先課題は義務教育年限の検討であり、さらに Secondary Education for All の具現化を模索し、1944年のバトラー教育法で大戦後の教育制度が確立する。

イギリスには日本の「教育基本法」に相当する法律は存在しないが、教育省の web site に「機会均等」に関して以下のように明言している。

We are responsible for education and children's services in England. We work to achieve a highly educated society in which opportunity is equal for children and young people, no matter what their background or family circumstances. By giving parents more choice and schools greater freedoms, the government will create a better and more diverse school system that will give every pupil the necessary skills to lead a productive, fulfilled life.

法律では規定していないが、政財界、特に教育界や社会で、以下のような考え方が普遍的な「理念や方法」として認識されている。

【教育理念】イギリスの教育理念は、各々の人生をより楽しく充実したものにすため、最善の機会を多く与える。[補足：イギリスでは小さい頃から、自分は何が得意か、何に興味があるのか、将来は何をしたいのかなど、常に具体的に考える機会を与えられている]

【具体的な方法】アカデミックな観点だけではなく、「自分自身の考えを表現する方法」「問題解決力」「人との接し方」「周囲への気配り」など自己訓練をする場所でもあるイギリスの学校は、まさに「人生の乗り切り方を学ぶ場所」

イギリスの教育制度の特異な運営方法を理解する必要がある。それは、出席日数、単位数、学校の成績をクリアすれば卒業できるシステムではない。日本の中学・高校に相当する時

期に全国統一試験を受けることによって、学業の成果が評価される。またその試験結果は、義務教育修了や大学進学などに必要な資格として重要な意味を持つ。

先ず、イギリスの学校系統から、中等教育レベルは複線型制度といえる。理由として、モダン・スクール（非進学型）、グラマー・スクール（進学型）の存在である。しかしながら、社会から特に労働党系の人々から批判があり、両型を合併した総合制中等学校（5年制）が主流になり、21世紀初頭の10年で90%の生徒が在学している。

イギリスの「教育の機会均等」とは民主主義国家にとって、教育の根本原理であるが一般的な教育という理念でないことを明白にしている。典型的な方途として、主要科目（言語、数学・科学など）は能力や才能に応じたクラス分けを実施して、多様性という名の複数路線を打ち出している。と同時に総合制の特徴として、モダン・スクールの流れをくむ「農工商」の実学も重要な位置づけにしたことである。教育機関の市場原理を導入したことで、階級社会の意識が普遍的に存在しているイギリス社会で、「平等と機会均等」に基づいた公平な競争原理が働いているのか検証を試みたい。

1. 社会問題としての教育格差

イギリスでは、歴史的に「階級意識」が強く、長年の社会問題・課題であり続けた。その上「経済格差」も教育理念に反する課題として残っている。特に低所得者層の高等教育進学を促進することは国家レベルの教育政策に反映されている。当然、労働党政権下では改革論が大いに盛り上がったようである。馬場裕子は階級的分断について、以下のように引用している。（吉田 2005：111と2007：105）

大戦前は、上流階級にはエリートを育成する教育を、労働者には、職業教育などの実学を重視するという教育観が根強く残っていた。戦後になって、教育改革の目標として階級格差の解消が掲げられたが、いまだに階級的な分断が残っている。上記のような19世紀的な教育観が強く存在する。例えば「イギリスでは上層中産階級は伝統的にエリート私立教育を利用することによって、大多数の国民が通学する教育機関を「自己排除」してきたという歴史があり、それは現在も脈々と受け継がれている。

地域間での介在格差が大きく、親の経済力の差が子供の教育格差へつながっている。「また、貧困地域においては経済格差だけではなく、親の子供の教育に対する関心、子供の家庭学習を支援できるような親の基礎学力の低さなど、いわゆる糧における文化的貧困の問題も課題とされている。例えば、ロンドン中心部は、地域により居住する民族や社会的階層が異なるため、貧困かつ教育に関心が低い層が居住する地域では、公立学校の教育は大きな困難を抱えている。」その教育格差は、私立校と公立校の間の格差のみならず、公立校間にまで広がっている。

2. 中央教育行政の権限強化の方向性を提示

イギリス教育法（1870）後の教育関係法を統合することで、第二次世界大戦後の教育制度の系統を決定した。義務教育年限を14歳から15歳に引き上げ、また教育全体を初等教育（11歳まで）、中等教育（12～18歳）、継続教育（19歳以上）の3段階に区分するなどの改革を行ったが、なかでも、労働組合や労働党がかねてより主張していた〈すべての者に中等教育を〉という要求を実現したことである。学校種類・種別の規定は設定されずに、前期中等教育機関の3種別制度が学校形態として1976年まで存続することになる。更に、中央教育行政の権限強化の方向性を示したことを特筆できる。しかしながら、1980年代まで、中央政府は教育課程（カリキュラム）にほとんど関与せず、各教育機関が決定権を保持していた事実がある。

3. 1944-76年の公立中等学校 (state secondary schools) (保守又は労働党政権下)

1) 1944年 教育法 (バトラー法 Butler Act) (連立政党政権下)

公立中等学校と富裕層（上流階級・上層中産階級）子弟のための私学（independent schools）（パブリック・スクール）とが共存していた。公立中等教育機関へは11歳児は11プラス試験（the Eleven Plus examinations or the eleven-plus exams）の受験が義務づけられており、その試験結果に基づき、11歳児は以下の3種類の公立中等学校に振り分けられた。いわゆる3種別制度（Tripartite System）であり、当時の進学率は以下ようになっていた。（Xapaga Google Sites）

- ・ 上位15～20%程度が文法学校（grammar schools）という名の進学校に入り、中産階級としての学術的知識を修得した。かつて学問研究に欠かせなかったラテン語の文法を叩き込んだ学校だったので、今でもこの名で呼ばれる。ドイツのギムナージウム（Gymnasium）や、フランスの前期中等教育を担うコレージュ（collège）と後期中等教育を担うリセ（lycée）にほぼ相当する。
- ・ 中位10%未満が中等技術学校（secondary technical schools）に入り、「中の下」階級または熟練労働者階級としての技術的知識を修得した。現在は存在しない。
- ・ 下位70%以上が中等近代学校（secondary modern schools）に入り、非熟練（下層）労働者階級としての日常的知識を修得した。現在は存在しない。

2) 1976年以降、現在に至る公立中等学校（労働党政権下）

時の労働党内閣（1974-79年）が階級からの差別脱却を図る政策として、前項の三種別制度及び11歳試験を1976年に廃止した。しかしながら、保守党支持者の多い一部地域でのみ旧来の文法学校（grammar schools）を残し、その他の全ての公立中等学校を総合学校

(comprehensive schools) に変える改革を断行した。しかし、ある程度の資産や地位を有する家庭の子女が公立を避けて私学に流れたため、労働党の理念とは裏腹に、結果として皮肉なことに格差社会が進行してしまった。

ちなみに、日本ではイギリスより少し早く昭和40年代(1960年代後半から70年代前半)に当時の社会党主導で地方議会や地方首長が「階級格差をなくす」という理念のもとに、公立高校に小学区制度を導入した。しかしながら、日本も理念とは裏腹に資産や地位を有する家庭の子供たちが公立を避けて私学に流れたため、結果的に格差社会が進行してしまった。東京の名門都立高校の偏差値急落で以後四半世紀ほどの不遇の時代が続くことになる。イギリスも同じ轍を踏むことになった。

4. 高等教育の拡大・再編成に関する勧告

1963年、ロビンス報告(高等教育)：Robbins Report(保守党政権下)は高等教育、特に大学の規模拡大(学生数を10年間に2倍に)、及び経済格差によらないアクセスの平等化を図る重要な勧告となり、高等教育の制度的な拡大・拡充及び政策の転換、つまり理念の変化を明確に提示した政策文書であった。特に、この勧告は高等教育の拡充に向けたターニング・ポイントに位置づけられる。報告は19章からなり、特に、3章の(The growth of higher education in Great Britain)と4章の(The financial and economic aspects of our proposals)は最重要の勧告になっている。第2章で4つの目的(Objectives)と指導原則(Guiding Principles)を明示している。以下に箇条書きする。

【4つの目的】

1. 高度な専門知識と技術の教授方法
2. 高度なレベルの一般養育(必要性を強調)
3. 学識(スカラシップ)と研究「真理の探求は高等教育機関の本質的な機能」
4. 文化と市民性の涵養

【指導原則】

高等教育人口と高等教育を受ける資格(20年で6%→15%へ)

1. 個人の教育達成度の認定 →英国学位授与審議会(CNAA)の創設
2. 高等教育機関の地位向上
3. 転学の機会拡大
3. 高等教育の制度・組織 →大学補助金委員会(UGC)
4. 教育・研究の水準維持

結果的に、小山俊也によると(小山 1993:58)総合大学(10校)の新設、上級工学カレッジ(10校)の大学昇格、ポリテクニク(10校)の新設、継続教育カレッジと教員養成カレッジの拡充などが達成された。更に、総合大学以外の高等教育機関の大学レベルの課程の卒業者に学位(学士、他)取得の道が開かれた。1960年代後半以降、中等教育機関総合

制化の進行と11歳試験の廃止後、1970年代中期以降、初等・中等学校における基礎的学力・技能 (skills) の低下、規律の弛緩などに対する社会批判が高まる。カリキュラムの全国的・共通の枠組みの設定に向かって、特に1970年代後期以降、政策的対応・措置が展開されていく (小山 1993: 111)。

この後、1997年までの保守党政権下でも、労働党内閣の教育政策措置 (質的再検討・改革など) は継続された。サッチャー保守党内閣の1988年「教育改革法」は戦後の「教育法」(1945) に代わる教育基本法の位置づけとの評価であり、21世紀の現時点の改革につながっている。この「教育改革法」までには1976年「教育大討論」(労働党、キャラハン内閣: 実業的教育充実、教育の基礎的基準設定等) から始まり、数々の布石があった。特に重要な政策の一つは1981年の「学校教育課程」であり、以下の基本的な政策を提示した。(Dept. of Edu. & Sci., Wales Office, 1981: Web site) (小山 1993: 112)

- ・初等・中等教育機関のカリキュラムの全国基準及び学力調査に関する立法化
- ・学校選択における保護者権利の保障
- ・学校運営に対して保護者、地域、産業界による発言権利
- ・各教科の教育課程の基準作成・提示

1985年の緑書 (政府試案を述べた討議資料) 「グリーン・ペーパー: 1990年代に向けての高等教育の発展」はポスト・ロビンス報告の再検証と将来展望と展開を促す政府試案であった。(The Development of Higher Education into 1990s (Green Paper) which appeared in May 1985)。しかしながら、この試案は社会変動、サッチャー保守党政権、学校教育、学校人口の減少、成人の社会福祉財源の再配分等、押しなべて批判的かつ拒否的な評価であった。しかしながら、1988年の「教育改革法」に向けた大きな助走であったことも事実である。

5. 1988年「教育改革法」(Education Reform Act)、中央集権化 (保守党政権下)

1) 全国教育水準の向上と維持

教育課程の全国基準 (National Curriculum) の実施のためには、当改革法の序文に中央行政強化政策を明確に打ち出している。

[State education]

The 1944 Act nevertheless provided the main framework for state education for four decades in Britain until the radical changes implemented by the Education Reform Act of 1988. This legislation allowed both primary and secondary schools to opt out of local authority control and be funded by central government. (www.parliament. uk)

サッチャー第3次保守党内閣は教育の中央集権化強化と積極的な市場原理を導入し、戦後、バトラー法以来の抜本的な改革を意図した法律であった。中でも、「中央政府が統制し

てこなかった義務教育段階の公立学校のカリキュラムについて、初めて共通の履修すべき教科と教育内容をナショナル・カリキュラムとして定めたいえ、その実施評価としてナショナル・テストを行うことが規定された点は注目すべきである。」(吉田多美子 2005:102)日本の学習指導要領の制度を参考にしたようであるが、国定検定教科書を取り入れておらず、教科書などは個々の学校長に裁量権を残していることが特徴である。

2) 国家検定試験制度と階級格差縮小

参考までに、教育改革法以前まで「国家検定試験制度」があり、CSE (Certificate of Secondary Education: 中等教育修了資格) と GCEs (General Certificate of Education: 一般教育修了資格) があった。後者の GCEs は O レベル (Ordinary Level: 普通級) と A レベル (Advanced Level: 上級) があり、O レベル試験は 1950 年初頭からグラマー・スクールとパブリック・スクールのみ受験していたようである。この O レベル資格から 6th Form (シックスズ・フォーム: 中等教育第 6 学年) へ、そして中等教育後期で GCE・A レベル資格取得が大学進学への王道であった。

階級社会、格差社会における 1960、70 年代の教育と国家検定試験制度の存在意義を森嶋道夫は明確に分析している (森嶋 1977: 100-15)。以下に要約を試みると、O レベルは将来高等教育機関、特に大学進学を希望する者は最低 6～7 科目の国家試験という名の資格は必要であった。特筆すべきは社会人も受験可能であり、資格取得科目を増やすことができるシステムであり、生涯かけて個々人の資格 (Qualification) を積み上げることができる。

イギリスには伝統的に学校差は存在しているが、学校歴という意味での学校差はないと言われている。つまり、イギリス社会では学歴は重要な位置づけであることは確かであるが、日米などと大きく異なることは、どの程度の「教育資格」を持ち、かつその資格の科目グレード (A～E) が重要な価値である。因みに、高等教育の学士号の等級も社会で大きな意味を持つことである。

1944 年以降の教育法に基づく中等教育体系の確立、学校差を無くすために、国家検定試験の意義を社会貢献として以下のように評価できている。(森嶋 1977: 100, 105, 114)

誰しも子供をパブリック・スクールにやりたがりますが、経済的な理由その他で子供を志望校にやれなくても、イギリス人は決して絶望したりしません。彼らは、ある意味では、学校など何処を卒業しても同じことだと思っています。(中略) イギリスにおいてパブリック・スクールという貴族的な学校が存在すると同時に、国家試験という平民的な制度が実施されていて、階級差の縮小に貢献していることを忘れてはなりません。(中略) 紆余曲折の後に総合学校と国家検定試験を定着させ、学校差を無効にすることに努めました。こうして、どんな階級に生まれ、そんな学校に入学した子供にも、能力に応じた未来が開かれるようになりました。(中略) 階層間の風通しをよくし、階級性を無効にするには、公正な中等教育機構を整備し、学校で人材を養成して、親の階級に関係なく、適切な部署に人々を配置しなければなりません。

このOレベルは次項にあるように1988年以降、GCSE (General Certificate of Secondary Education)「中等教育修了一般資格」に変更となる。標準カリキュラムに沿った共通テストを実施し、学校及び子供たちの修得レベルを測ることが可能となったシステムの導入について変更を提示したい。

3) ナショナル・カリキュラムと教育修了資格

以下に初等教育から6th Formまでのカリキュラム・ステージ (Key Stage) と修了資格試験 (National Test) の制度を提示する。(資料1を参照されたし)

- ・ **初等教育** Key Stage1 : 5-7歳 (1-2年)
Key Stage2 : 8-11歳 (3-6年) 英語、数学、理科、第2外国語、選択科目
- ・ **中等教育** Key Stage3 : 12-14歳 (7-9年)
Key Stage4 : 15-16歳 (10-11年) GCSE (General Certificate of Secondary Education)
課程カリキュラム 中等教育修了一般資格 (義務教育修了一般資格 [通称])

上記の義務教育機関11年間を4Key Stageに分け、各ステージの修了年次にナショナル・テストを実施し、それらの結果は公表される。学校の選択には競争という市場原理が働き、教育の質向上も期待できるという画期的な方途であったといえる。

Key Stage4の修了時のGCSE (16歳試験) はナショナル・テストの代行として位置づけられており、中等教育 (義務教育) 修了資格試験として全員が受験し評価される。パブリック・スクール (私立学校のトップ10%以下の名門私立中等教育機関) に関しては13歳で入試を実施している。佐藤三郎によると「英語、数学、理科、歴史、地理のほか、公立小学校ではほとんど教えられていないラテン語やフランス語が課せられるので、準備校で受験勉強した児童でなければ合格するのはむずかしい」(佐藤 1999 : 99)、と特異な入試状況を説明している。

イギリス社会の学校教育に対する考え方として「卒業」という認識はなく、修了資格取得が重視されており、社会参画への通用手形となっていることである。この後の中等教育後期課程のGCE・Aレベル試験とともに、大学入学、他の高等教育機関への入学資格、及び専門職団体の資格試験取得の予備試験としての重要な位置づけとなっている。大学進学希望者には、[GCSE評定C]以上が求められる。この資格取得システムは英国 (イングランド、ウェールズ) の教育制度の重要な位置づけとなっている。

国立 (公営、公立学校)、パブリック・スクール (私営、独立学校) 以外に「国庫維持学校」(1998年に教育水準・新学校法が成立し、99年から国庫補助学校は地方補助学校に変更された)、「シティ・テクノロジー・スクール」が設立されている。もちろん、多くの問題・課題を抱えていたことも事実である。

- ・ **中等教育後期課程** 6th Form：17-18歳（12-13年）アカデミック科目（GCSEの結果により入学を拒否される）

6th Form College：17-18歳（12-13年） アカデミック科目 ＋
実学科目

大学課程教育の進路に合わせた専門的な学習中心のカリキュラムとなる。そして、GCE・Aレベル（General Certificate of Education－A Level）は「中等教育後期課程修了一般資格」、つまり大学入学資格試験があり、大学進学には同資格のA2レベルの2年次修了資格が必要である。しかしながら、6th Formの教育理念はあくまでもGCE・Aレベルの受験準備であり、数科目の合格を目指すもので、大学入学が真の目的としていないことは重要な点である。例として、社会人（有職者）も何回も受験できることは、その証左である。中等教育後期課程でも「卒業」という考え方はない。

- ・ **高等教育** 通常入学試験は無く（オックスブリッジ大学などの一部を除く）、GCSE・AS（1年次末）、A2（2年次末）レベルの試験結果により、志望大学への入学可否が決定する。つまり、大学進学への基本的資格と位置付けられている。当然ながら競争率の高い大学への入学可否はGCE・A2レベルでより多くの合格科目数と高い評価が必須条件となる。通常の学部は3年間の専門教育（教養課程や一般教養科目は無い）で学位を取得できる。

学位といえば、政治家は大学の学位における1級（あるいはそれに順する2級の上）を取り損ねた者は能力的資質を問われる場合がある。またイギリスでは、学歴、特に資格ごとの賃金格差が激しい資格社会であり、アメリカ、韓国、日本よりも資格・（最終）学歴による差別は大きいといえる。日本や韓国などと違い、社会人がA Levelの勉強をして大学に入学しなおし、学位を取得したり、成人後に技師、医師、弁護士などの資格取得に挑戦したりすることも比較的容易である状況は、世界でも先駆的な制度であり高い評価を得ている。ちなみに、社会人はGCSEでさえも受験して、合格科目を増やしたり、グレードを上げたりすることができる。キャリア上昇に繋げる手段の資格として社会で広く認知されている。

6. 1990年 学校監査強化、全国テスト実施、学校情報の開示（メジャー保守党内閣）

中央集権化を促進する保守党政権下で、更なる学校教育への国家の介入、教育への市場原理の導入と、ナショナル・カリキュラム及びテストの実施という政策を打ち出す。教育水準の向上を強化策の一つであることから、教育水準局（Office for Standards in Education）が創設された。

年代は一気に下るが、全国テスト実施ということで、Key Stage4（GCSEの資格試験に代用）の最新状況を報告してみたい。2013年8月22日（筆者英国滞在中）、全国統一試験である「GCSE」の結果（A～Gのグレード評価）が公表された。BBCは有名なメインキャスターまで中等教育機関に送り込み、生徒や教師へのインタビューを通して悲喜交々の現場中継

と分析結果等を一日中放映しており、改めてこの試験の重要性を認識させられた。大学進学希望者は一般的に8～10科目を受験するようである。当日、以下のような統計数字が公表された。

*男子生徒による受験科目のA*成績取得率は5.3% (A*=A+ 又はAA)

*女子生徒による受験科目のA*成績取得率は8.3%

*全科目(8～10科目)の合格率は68.1%、昨年より1.3%下がる。詳細は以下のURL(JCQ: Joint Council for Qualifications)のGCSE and Entry Level Certificate Results Summer 2013を参照されたし。

1992年、高等教育レベルにおいて重要な改革があった。1988年の教育改革法及び1992年の継続・高等教育法(1992 Further and Higher Education Act)を経て、ポリテクニクが大学に昇格し、高等教育の二元化から一元化構造になる。当然ながら、大学数及び学生数が急増することになった。さらに、継続教育機関や6th Form・カレッジが法人化され、地方教育当局の管轄から継続教育財政審議会(LSC)を通じて国庫補助を得る教育機関となる。

1996年には、学校監査法(School Inspection Act)が制定され、これにより学校監査制度はより精緻化された。しかしながら、1988年以降の保守政権(サッチャー政権下)の新自由主義教育政策の目標達成ということになると、多くの問題が顕著になる。吉田多美子はこれらの問題点を以下のように要約している。(吉田 2005: 105)

1点目はナショナル・カリキュラムの内容と、ナショナル・テストの早急な実施である。2点目は学校サービスの供給者の多様化を目指したが実現されなかったこと(企業が中心となって経営することを見込んだシティテクノロジーカレッジ(City Technology College: CTC)は予想とは異なり企業に人気がなく、最終的に15校しか設立されなかった。(中略)そして3点目は子ども達の道徳心の低下である。特に子ども達の道徳心の低下問題は、複雑な社会的背景(犯罪の増加、性的虐待、貧困、社会不安など)が絡んでいるうえ、ナショナル・カリキュラム導入以降、教師の関心をもつばら成績を上げることになり学力競争が激化したため、教師に切り捨てられ問題児が現れ、不登校となる「怠学」問題が生じた、とする説もある。

イギリス社会全体でも「市場における自由な競争に基づくいかなる結果をも正当化される」とする新自由主義の政策は、貧富の格差を拡大し、個人レベルの貧困化はますます進行した。この結果、低収入の家庭はある特定の地域へと集中し、その結果公立の学校教育に格差が出るようになった、といわれている。

ちなみに、National Curriculumとは初等教育10教科、中等教育12教科、学習プログラムのみ提示されており、具体的な教授方法はなく、大綱的で配当時間も示されていない。英国の義務教育では日本のような検定教科書は使っていないというのは確かであるが、各市

町村では「学習指導要領」のようなものをもっているのですが、独自の教材（自主プリント教材から印刷された共同用のもの）はあるようである。以下、2013年度、ロンドン滞在中に小学生と中学生の子供をもつ中流家庭の母子にインタビューした内容の概要を以下に記述する。

英国の初等、中等教育機関では教科書がない、つまり児童、生徒達に教科書の支給はない。教科によってあっても、支給ではないので学校外に持ち出せない。宿題などのプリントはあるが、プリントも試験の答案用紙も回収され自宅に持って帰ることができない。三者面談の時に宿題や試験等の答案の返却があり、その学期の成績（絶対評価）の説明がある。親は自宅で教科書を使いながら予習、復習及び試験の結果等の指導・相談は全くできない。

さらに、Flat内の初等・中等教育機関に子供を通わせている親子にヒアリングをした結果、教師の力量・技量による児童、生徒に与える影響は極めて大きい。教師の人格・能力によって授業の展開や進み方に差が出ると強調していることが印象的であった。ここで、不可思議な発言があった。保護者は教師を選ぶことも可能であるが、それには社会的条件を満たしていなければならない。社会的地位や献金などに左右されるという噂も一人歩きしている。当然ながら、伝統があり教育内容のレベルが高く教師もそろっている地域や学校選びが親の関心事になる。教師は各教科の「指導要領」はあるが、教師の質は確実に落ちてると悲観的であった。子供たちと同じように親も教員評価に参加するようである。

イギリス社会では、教師の社会的地位は決して高くない上に、給料の安さもあり、優秀な人材は他の分野、特にビジネス、金融関係に進んでしまうので教師の質は確実に落ちていくとの厳しい評価であった。さらに、ロンドン市内（大ロンドン [Greater London] はCity of London, City of Westminster と31特別区 [Boroughs]）の地域格差は歴然たる事実のようで、教育意識が高く、レベルの高い初等・中等教育機関がある地域に引っ越しする家族が多いとのことである。ちなみに、彼らは自宅を借家にしてこのBarnet BoroughのFlatに越してきたが子供の大学入学後、自宅に帰る計画があるようである。彼らが子供の教育のために越してきたこの区は、31区の中で初等及び中等レベルの学校はトップであることから、他の区からの移住者が多く、住居の確保も困難で家賃も高騰しているとのことである。しかしながら、この区内でも問題が生じている。移住者が多いため、各学校は定員オーバーになり、入学を拒絶されることが多くなっている。その上、各学校には教育方針があり、入学を拒否されることもある。兄弟姉妹であっても別々の学校へ行かざるを得ないという状況も目の当たりにした。もちろん、転校の機会も頻繁にあるが、この地区は学校の売り手市場になっていることから、思想や信条を問われることも事実のようである。これも、市場原理からの歪みと格差社会を助長している証左といえる。

7. 1997年「第3の道」教育と地方レベルの教育管理（労働党政権下）

ブレア首相は前政権の市場原理導入による学校間の競争と自己努力の政策から生じた社会問題を整理することから始め、次のような白書「White Paper: Excellence in Schools 1977）」(London: Her Majesty's Stationery Office 1997)を出して、より多くの者に優れた質の高い教育、特に「すべての子供に優れた学校教育を」を目指すことを公約した。全国テストの結果や学力調査の結果を見る限り、水準は低迷していることは明白であるとし、改革の優先課題とすると言明した。さらに、義務教育後（16歳以降）の教育・訓練の充実と拡大の必要性を説いた。

R.オールドリッチはイギリスの6歳以上の子供たちの就学率（R.オールドリッチ 2001：223）は、「16歳から19歳の若者のフルタイム就学率はドイツ、フランスの88%、日本の94%に対して56%（1991年）に留まっている。」と指摘し、その理由の一つとして「コンプリヘンシブ・スクール [総合制中等学校]に通う生徒の90%にとって、GCSE試験 [Key Stage4] の3科目 [英語、数学、理科] で優秀な成績を取めることは至難の業である。」と述べている。ちなみに、「キーステージ4（14歳から16歳）で英語、数学、理科、情報、Citizenship Education、体育のみを必修科目とするナショナル・カリキュラムの改訂を2003年9月に行い、2004年から実施している。」（吉田 2005：109）」

このブレア労働党政権は「第3の道」中道路線を取り、「21世紀の知識主導型経済における国際競争を勝ち抜いて、豊かな国民生活における優位な地位の確保を目指した。その実現の原動力は教育にあるとして、教育水準の向上をスローガンとした。」（文部科学省 2010：76-7）ちなみに、ブレア党首は1996年の党大会で三つの最優先課題として、「教育、教育、教育」であると表明したことは語り草になっている。

この白書を実現するため、1998年に「学校標準（水準）と基本法（School Standards and Framework Act 1998）（Legislation.gov.uk）を制定した。吉田多美子は（吉田 2005：106）この法律を、ナショナル・カリキュラムと全国テストは保守党政権から引き継いでいるが、その活用方法を見ると大きく異なっており、学校間競争のものさしに過ぎないとし、学校がどれだけ改善の成果を示したかを測るためのものであると分析している。

労働党政権下の教育政策は政府の最優先事項に位置づけられ、知識基盤社会とグローバル化の国際動向に対応できる教育水準の向上の推進策を次のように提示している。特に「権利と責任を大切に作る強力な民主社会」に関して、「青少年犯罪の深刻化と家族生活の困難を指摘し、青少年問題への取り組みと家族支援の重要性を指摘し、目指す強力な民主社会では個人や親の責任を明確にする。」としている。「パートナーシップと文献にもとづく積極的な政府」についても「パートナーシップとパフォーマンスに基づく公共サービスとして教育と医療を取り上げ、教育については学校の教育水準の向上、教育支援、教育において置き去りにされている状況への取組、学校や地方当局に対する厳格な監査の実現。」（文部科学省 2010：77）を挙げている。

労働党政権にとっては高等教育の拡充・拡大も大きな課題として意識されていた。その上、21世紀に知識主導型経済における国際競争の更なる激化が予測される中、英国経済の競争力の向上は必須の課題となることから、人材育成としての高等教育の現状の「マスプロ」から「ユニバーサル」ステージを目指した。しかしながら、1990年代後半に高等教育進学率が30%強に留まっていたという評価もある。

8. 21世紀の高等教育の将来

1) [デアリング報告 1997] (ブレア労働党政権下)

ポリテクニク等の大学への昇格の影響もあって1990年代に急速に拡大した高等教育に向けた新たな政策対応が必要となった。デアリング報告『学習社会における高等教育の将来 (Higher Education in the Learning Society)』[1997年 National Committee of Inquiry into Higher Education] は以下のような授業料と教授法に関する重要な提言であった。

高等教育の拡大を一層推進するとともに、それに応じる拡充策として財政改革が必要となることから、授業料の導入等を推進することを提言する。実際、1990年頃までイギリス(イングランド)高等教育はエリート段階であり、授業料を無償にするどころか、生活費支援(給付制奨学金支給)をしていた。

拡大路線をとることは大衆化・多様化も進行することであるので、高等教育の質の維持と保証の確保をする必要があった。必然的に、教育内容や教授法の改善及び教員の能力向上を求めなければならないとした。今まで、高等教育政策においては必ずしも重視されなかった「教授・学習」(teaching and learning) に注目した点でも画期的であった。(Education in England –The History of Our Schools)

2) 英国高等教育白書「高等教育の将来」(2003年) (The Future of Higher Education) (ブレア労働党政権下)

この白書は「デアリング報告」(1997年から20年間の施策)を踏襲するとして、知識主導型経済における国民全体の教育・訓練の向上の必要性、研究環境の整備、財政改善、教育の質の向上、産学連携促進等の政策を提示した。進学機会の充実策を精査することで、18～30歳の青年層の50%の進学率を保証し、準学位取得、特に職業志向の応用準学位の普及を図るとした。さらに、奨学金制度の充実、ローンの拡大及び2006年度から卒業後払いとする。もちろん、これらの教育政策は段階的に実施するものとの前提であるとした。

日本の文部科学省はこの教育白書を以下のように詳細にわたって整理している。(文部科学省：英国高等教育白書「高等教育の将来」(2003年)について)

① 高等教育の拡大と進学機会の充実高等教育財政の改善

2010年までに青年層(18～30歳)の50%に高等教育を保証する。2006年度から3,000ポンド(上限)まで授業料を課すことを認める。ただし標準以上の徴収には定数や

奨学金制度について政府と合意を結ぶ。大学の授業有料化（1,000ポンド）は1998年から実施されている。

② 高等教育財政の改善

公的補助金の増額：科学技術研究費を含む高等教育支出を2005年度に約100億ポンド（約2兆円）まで増額し、2002年度比で3割増とする。2006年度から、大学は専攻分野により最高3,000ポンド（約60万円）まで授業料を課すことができる。ただし、標準授業料（2002年は1,100ポンド、約22万円）以上を徴収する場合は定数や奨学制度などについて政府と合意を結ぶこととする。さらに寄付金の拡大を図る。

③ 教授・学習活動の質的向上

卓越した教育拠点；Centers of Excellence in Teachingとして、年額50万ポンド供与する。2006年までに70拠点を指定する。高等教育教員教授能力基準を策定し、2006年から新教員はその基準に沿った研修証明書を得るものとする。

④ 研究環境の整備

研究資金を研究型大学に集中させ効果的な運用を図る。

⑤ 産学連携の強化

高等教育革新基金（Higher Ed. Innovation Fund）の拡充。

しかしながら、②に関しては、学生の進路選択段階で大いなる混乱が生じると、厳しい批判が起きた。デアリング報告も授業料導入は是としながらも専攻別設定は支払い能力に左右されることは明白であると判断して認めなかった。④もかつてのポリテクニクのような高等教育の二元化の復活への危惧があったことは否定できない。

9. 教育行政の再編・改変（ブラウン労働党政権下2007～2010年）

教育・職業技能省（Department for Education and Skills：2001～2007年）を解体して、初等中等教育中心の「子供・学校・家庭省」（Department for Children, Schools and Families;2007～2010年）、高等教育・研究・技能訓練中心とする「研究大学技能省」を創設。2009年には、研究大学技能省とビジネス企業規制改革省を統合し、ビジネス革新技能省（BIS）（Department for Business Innovation & Skills）を創設しグローバル経済における英国の競争力向上を目指した。高等教育、科学技術、継続教育および技能訓練はBISの所管となった。

この政権下では地方教育当局の新たな機能として、教育水準向上の観点から学校に対する指導・助言を行う役割を一層強調し、教育と福祉のサービス統合的政策と支援の役割増進のために、地方教育担当（Local Education Authority）から地方当局（Local Authority）の責任体制を構築した。その結果として、視学制度は2000年代に入ると監査の効率化とスリム化が推進された。教育担当相は政府施策を最優先となることから、行政機関として再編、改変が繰り返された。所管する内容により大臣の役割・権限も変更せざるを得なくなる。

2010年以降、保守党のキャメロン内閣が成立し、教育省はもちろん、大学・科学担当大臣を置いた。

ちなみに、高等教育の状況をみると、青年層の高等教育機関への進学率は2007年43%であり、50%には程遠いものであった。社会階層による進学状況の相違が明白に存在しており、より平等・公正な進学機会の拡大こそ重要な課題であった。現実には、進学出身層をみると労働者階層と専門職層の差が20%以上あったことが確認できている。

10. ブラウン・リポート (Browne Report 2010) キャメロン保守党+自由党連立政権

1) 保守政権の積極策と国民の意識改革

2010年5月に労働党から保守・自民連立政権に交代した後、初等中等教育のほか、児童福祉、青少年、家族対策等を担当していた「子ども・学校・家庭省」(Department for Children, Schools and Families)は「教育省」(Department for Education)に名称変更された。

2009年、ブラウン内閣は王立工学アカデミー会長でもある貴族院議員のLord John Browneに、今後のイングランドにおける高等教育への持続的な公的助成制度の見直しを委託した。ブラウン卿は約1年をかけて、見直し報告書として現保守党・自由民主党連立政府に提出し、2010年10月に報告書(高等教育の持続可能な将来の保障)が公表された。(GOV. UK「Securing a Sustainable Future for Higher Education, Independent Report, The Browne Report: Higher Education Founding and Student Finance」)

保守・自民連立政権は、労働党政権下の諮問委員会からのレポートであったが、報告書の大半を受け入れた。2010年末に制定された授業料値上げに関する規則も、政府独自の改革案に沿ったものである。本報告書における提言の骨子は以下の通りである。(大学評価・学位授与機構 諸外国の高等教育質保証動向：英国)

- ・英国高等教育の国際競争力を高めるため、国民は高等教育に対し、より多くの投資を行わなければならない。これには学生が支払う学費の値上げも含む。
- ・学生主体の高等教育制度作りを進める。学生の需要に応じた入学システム、主体的な進学先選択に資する情報公開の推進など。
- ・高等教育への参加機会均等を推進する。経済的事情で進学できない学生の数を減らす。高等教育機関の評価においては、fair accessへの取組状況がチェックされる。
- ・学費の支払いは、就職し一定の額の収入を得るようになるまで猶予される。
- ・パートタイム学生の学費納入システムを改善する。現行の学費前払いシステムを廃止、より多くの学生がパートタイムで高等教育に参加できる仕組みを作る。

2) 学費の肩代わりと返済システムの概要

大学教育の基本的財源を国からの交付金システムから大学卒業・修了生の授業料負担に

移行させたイングランドでは大きな改革となっている。この改革の骨子は、「授業料は国が肩代わりして大学に支払い、学生は卒業後所得に応じて国に返済する。」授業料システムを箇条書きにすると以下ようになる。(大崎 2012:日経新聞)

- ① 授業料の上限を £6,000 にし、公正な進学機会を保障する措置をとれば、£9,000 まで値上げができる大学による自由裁量とした。
- ② 授業料は国が肩代わり、卒業後 £21,000. 以上の年収を得る時点から、規定により 25 年にわたり返済する。卒業後 30 年間で完済できない額の返済義務は消滅する。

上記の改革はイングランドの財政赤字削減政策であることはもちろんであるが、それにもまして、「学生ではなく卒業生を大学教育の受益者と位置付け、その利益を卒業生が得る収入と考えること」、つまり受益者負担という大学政策に定着させたものである。

3) 大学間競争及び教育の多様化と質の向上

この改革(学生中心のシステム)にはもう一つの重要な特質がある。それは、大学教育機関の競争促進を促し、結果的に教育の多様化と質の維持・向上を図るシステムにつながることである。適切な大学選択と学生獲得で2方策がとられているが、大崎仁は以下のように的確に整理している。(大崎 2012:日本経済新聞)

1つは、大学選択に役立つ情報提供の充実である。(中略) 大学への資金配分カウンシル HEFCE (Higher Education Funding Council for England) が主導する KIS (Key Information Set) の公開である。KIS として標準化された情報を、ウェブサイトに公開することを要求されている。公開情報は、①学生の満足度 ②コース情報 ③卒業生の就職先とサラリーのデータ ④ 宿舍経費 ⑤学費などの財務情報 ⑥学生自治組織の情報。もう一つの方策は、大学選択の幅を広げ大学間の競争を促すための規制緩和である。学生定員と大学セクターへの新規参入に対する規制が、緩和の対象とされている。

大崎はこれらの改革は学生の学費負担軽減策として、また大学教育の多様化と質の改善を図る方策も示唆に富むとしている。特に、日本の国立大学の厳しい定員規制を見直す重要な視点となると評価して結んでいる。

2006、2007年以降の公的學生支援制度として、「貸与制奨学金制度」「給付制奨学金制度」「授業料ローン」に関する規定や運営に関する詳細は柴田政之の事例紹介・イギリス(イングランド)の奨学金制度『大学と学生』2007.11.を参照されたし。

11. GCSE改定の動き

1) 抜本的改革から一部改正へ

この資格試験の見直しが2012年から進められており、2015年度よりGCSE制度について

て大幅に改定されるという発表があり、抜本的な政策として「GCSE」を廃止し、「イングリッシュ・バカロレア」を採用するというものであった。しかしながら、2013年10月に、初頭の改革案を実施するには教育行政の準備不足であることが判明し、それ以上に社会からの認知を得ていないとの判断が下された。当面はGCSEを残し、イギリス・バカロレア計画は白紙撤回となる。実施段階への移行は明らかに時期尚早であるとの結論に至る。現時点では、以下の改正から始めるとの発表に留まる。以下に英文の一部を提示して要約を試みる。(The Week with the First Post)

What are the main changes?

Pupils sitting GCSE exams will be awarded a numerical grade, with one at the bottom and nine at the top, replacing the current A* to G grades.

(大きな変更はグレードがこれまで「A*, A, B, C, D, E, F, G」だったものが、点数の高いものから「9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1」と数字で表されるようになる。

Why are the changes being made?

The new grading system aims to make it easier for employers and universities to differentiate pupils' abilities. In some subjects, such as science, up to 40 per cent of pupils achieve an A or A* making it difficult to identify the smartest pupils. Education ministers want to drive up standards of numeracy and literacy, with the aim of putting England on a par with the world's top-performing countries.

(LAST UPDATED AT 12: 19 ON Fri 1 Nov 2013)

(この新GCSEは企業や大学が生徒の能力差別化が容易に測れることを目指している。今まで、例えば科学の科目で生徒たちの40%がA又はA*を取得していることから、優秀な生徒を確定することは極めて困難である。数学基礎知識や読み書き能力の水準向上を図り、イギリスを世界のトップクラスの水準になることである。)

2) 具体的な計画

「Ameblo.jp」に英国在住の受験記として新GCSE制度を詳細に説明しているので重要点のみを要約する。

コース開始時期は2015年9月からとし、現在7年生(2013年現在)以下の学年が影響を受け、2017年夏から順次新試験へ移行する。採点基準が上がるため、旧バージョンより取得の難易度もあがり難しくなるが、2015年にGCSEの全科目が新コースになるのではなく、主要科目(英語・数学・理科・社会等)から順次移行段階に入る。他の科目(外国語や芸術科目等)は1、2年遅れる。移行期間中の学年にあると、科目によってグレードがアルファベットと数字が混在する状態になり、混乱も予想される。新バージョンの重要なポイントは11年生の年度末に受ける一発試験のみで、やり直し受験が不可となるということであるが、最終決定と断定することはできない。過去、教育政策や行政で計画が浮上してはつづれ散々振り回された経緯がある。

興味深い改訂として、試験はイギリスの伝統的価値観を問う内容になるようで、その具体例をあげている。英語は、シェークスピア、19世紀の小説と詩（キーツ、バイロン、ワーズワース）、第一次大戦時代以降のフィクション・ドラマが必須となる。歴史では英国史の分量が増やされ、中世・近代史の長文エッセイが重視されると発表している。

3) 新GCSEについての保護者へのインタビュー

教育理念は「豊かな楽しい人生を送るための最善の機会を与える」そして、「社会的、経済的及び出自に関係なく公平なる学習環境を提供し機会を与える」と謳っているが、現実には身分差別や経済格差があり、信条により差別されることも否定できないと言われている。

親達は子供を私立（Independent School）またはパブリック・スクール（Public School：私立教育機関だが公的な意味合いを持つ）に通わせたい希望は強いが、一学期の授業料が4,000ポンド以上も必要なので無理であるとのことであった。ただし、日本人がかつて経験した「受験戦争」「受験地獄」などに似た意識は無いように見える。厳しい制度であるが、やり直しは可能であると強調していたことが印象的であった。

さらに、2大政党の政権が変わるたびに政策も変わるので、振り回されて「きた」、また「いる」状況には辟易していると語気を荒げていた。ゆえに、審議会や政党からの些末な計画、企画提案及び勧告に対しては、疑心暗鬼の様子であり一歩引いた立ち位置からお手並み拝見といった風であった。つまり、直ぐに対応をする必要はないし、過去の経験から訂正又は修正案が必ず提示されると断言しており、説得力があった。

同時に児童、特に生徒にも質問したところ、学習者として他の制度等と比較する知識も経験もない事から、彼らが置かれている現状の評価はできるわけがない。当然のように受け止めているようであった。昨年通りのスケジュールで資格試験を受けるように教師からも指導されているとの返答であった。

(KSナショナル・テスト、修了資格試験の年度実施スケジュールは資料2を参照されたし)

おわりに

1988年の「教育改革法」は戦後の教育政策・行政による改革の中で現時点の教育改革の出発点のような位置づけになっていると言っても過言ではない。もちろん、バトラー法（1944）で学校制度が確立し、1976年の「教育法」の中等教育機関の選抜禁止、つまり三種別中等学校と11歳試験を廃止したことから、学校選択の拡大につながったと同時に、富裕層の児童、生徒たちは私学に流れ、更なる格差社会が拡大する結果になった。戦前からイギリスには歴然とした教育観としての「教育格差」が存在した。それは、上流階級はリベラルアート（エリート教育）、労働階級は職業教育を受ける路線が社会認識であった。

1980年前後は深刻な経済的停滞と福祉政策体制維持が苦境に立たされた時期でもあり、いわゆる「英国病」である。また国際的にみた学力水準の低下が顕著になっていた中、

1979年にサッチャー保守政権（1979～1990）が誕生した。1988年に教育の基本的法律として「教育改革法」が公布される。もちろん、1976年からの「教育大討論」などの流れを踏襲したことは、確認できる。大討論の基本的問題は教育水準の低下、特にリテラシー能力低下であることから、「基礎的カリキュラムの構築、資格試験制度の改革、産学連携改善等」が討論の焦点であった。さらに、1980年の「教育法」で親の学校選択権が拡大したことにより、さらなる格差拡大を助長したという禍根を残すことになる。

1988年の「教育改革法」の具体的な教育改革政策や路線として、新自由主義の教育政策こそは学校の選択に競争という市場原理が働き、教育の質向上につながる最良の方途であったといえる。いわゆる、社会経済や産業の要請に応じた教育政策であった。重要な改革の一つはナショナル・カリキュラムを構築し、それに適合した共通テストと中等教育修了資格等の改善を積極的に進めた。この改訂で階級格差はかなり縮小されたと評価されている。しかしながら、皮肉なことに貧富の格差を拡大し、個人レベルの貧困化はますます進行した。この結果、低収入の家庭はある特定の地域へと集中し、その結果公立の学校教育に格差が出るようになった、といわれている。

1990年以降のメージャー保守政権下においても教育改革法を踏襲し、ポリテクニク教育機関を大学へ昇格させ、高等教育の拡充・拡大を目指した。1997年以降のブレア労働党政権下においても、改革の継承と修正により教育水準の向上と教育機関の説明責任と公平性の向上を図る政策をとる。と同時に、専門職としての地位向上及び教育機関の質の維持と保証政策を打ち出す。2007年からのブラウン労働党政権はグローバル経済における競争力向上を図り、2010年からのキャメロン保守・自由民主連立政権の教育政策として、久保木匡介は以下のように翻訳しているので要約する。（久保木 2013：26-7）

イギリスが教育において諸外国の後塵を拝していること、富裕層と貧困層との格差が拡大していることを問題視する。質の良い教員を育成あるいは奨励する一方、教室における規律を確保するための政策が掲げられる。具体的には、校長がよいパフォーマンスの教員に、より高い給料を支払える権限を与えること。労働党政権では試験の価値が貶められてきたが、保守党は、世界中で一番厳格な試験のシステムを運用する親が優良な学校へのアクセスを保障されるために、次の政策が必要である。閉校に直面している地域の学校を救う権能を親に与えるために、コミュニティがこれを引き継ぎ、優良な小規模校を創設することを許す。

学校教育における階級格差は是正されているが、経済格差は依然として残り、6th Formへ中等教育前期教育機関（5年）から70%以上の生徒が進学しているが、私立学校の6th Formへは7%（約50,000人弱）に過ぎない。特にロンドンでは経済格差も大きい。地域格差、つまり人種、民族や社会的階層が異なることで、私立ではなく公立（営）校間に波及している現状が確認できた。ロンドン内の教育政策として、格差是正が喫緊の課題であり、下層、底辺層の児童、生徒たちの学力向上を最優先目標と定めており、特に異なる人種、民

族的な物心両面にわたる文化、及び宗教を理解し、尊重する民主主義の基本的な知見の推進を図っていることも確かである。

最後に特筆すべきは、学歴社会、資格社会であることは間違いないが、義務教育修了後、及び6th Form修了後に社会に出て職業人となるか又はギャップイヤーを利用して進路を決定する選択に対して、社会も多様な道程に極めて肝要であり、容認しているという風潮が確認できる。

拙稿の内容とずれてしまうが、日本の文部科学省の諮問機関である中央教育審議会は「大学入試改革」、特に高大接続の具現化を目指して審議している。その中で「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」「応用力や活用力を問う」や「高校基礎学力テスト(仮称)」の導入を答申するようであるが、まさしくイングランドのGCSEとGCE・Aレベルの試験に近い制度改革になるようである。先駆者としてのイングランドではこのような試験制度に関する問題や課題はかなり整理され、実際改定の動きもある。日本側としては教育機関や行政側からの議論・討論など示唆に富んでいることから、参考にして欲しい。

引用(参考) 文献

- 大崎 仁, 2012, 「英に学ぶ大学改革」『日本経済新聞』2012年6月4日.
- R. オルドリッチ(松塚俊三・安原義仁監訳), 2001, 『イギリスの教育 Education for the Nation — 歴史との対話』.
- 久保木 匡介, 2013, 「イギリスにおけるキャメロン連立政権下の教育改革の動向 — 「民営化」政策と学校査察改革との関係を中心に—」『長野大学紀要』第34巻3号.
- 小山俊也, 1993, 『教育制度の動向・構造 世界の教育制度II』明星大学出版部.
- 佐藤三郎, 1999, 『世界の教育改革 21世紀への架け橋』東信堂.
- 柴田政之, 2007, 「事例紹介・イギリス(イングランド)の奨学金制度」『大学と学生』2007.11.
(http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/documents/daigaku521_08.pdf, 2013,7,23)
- 大学評価・学位授与機構 「諸外国の高等教育質保証：英国」(http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1192402_1542.html, 2014.7.10)
- 馬場裕子(文責)『4章 イギリスの教育行政について』(http://www.gikai.metro.tokyo.jp/img/pdf/oversea/2101_4.pdf, 2014.8.10)
- 森嶋道夫, 1977, 『イギリスと日本 — その教育と経済—』岩波新書.
- 文部科学省, 2004, 『英国高等教育白書「高等教育の将来」(2003年)について』(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/04091401/008.htm, 2014.8.23)
- 文部科学省, 2010, 『諸外国の教育改革の動向 Recent Reforms in Education Overseas -6か国における21世紀の新たな潮流を読む』ぎょうせい.
- 吉田多美子, 2005, 「イギリス教育改革の変遷 — ナショナル・カリキュラムを中心に—」『レファレンス』平成17年11月号.
- 吉田多美子, 2007, 「フィンランド及びイギリスにおける義務教育の評価制度の比較」『レファレンス』平成19年5月号.

Ameblo (<http://ameblo.jp/tekkanomaki/entry-11550368568.html>,2013,11,15)

Department of Education & Science, Welsh Office “The School Curriculum (1981)”
(<http://www.educationengland.org.uk/documents/des/schoolcurric.html>,2014,6,22)

Education in England –The History of Our Schools: The Dearing Report (1997)
(<http://www.educationengland.org.uk/documents/dearing1997/dearing1997.html>,2013,5,13)

Education Reform Act 1988 (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/40/contents>,2014,9,10)

Excellence in Schools 1997
(<http://www.educationengland.org.uk/documents/wp1997/excellence-in-schools.html>,2014,8,17)

GOV.UK 「Independent report, The Browne report: higher education funding and student finance」
(<https://www.gov.uk/government/publications/the-browne-report-higher-education-funding-and-student-finance>,2014.7.14)

HEFCE (Higher Education Funding Council for England)
英国高等教育財政審議会 (<http://www.hefce.ac.uk/>,2013.10,3)

JCQ (Joint Council for Qualifications)
(<http://www.jcq.org.uk/examination-results/gcses/gcse-and-entry-level-certificate-results-summer-2013>, 2014,8,14)

Legislation.gov.uk. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/31/contents> , 2014,9,8)

School Standards and Framework Act 1998
(<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/31/contents> , 2013,6,19)

The Robbins Report (1963)
(<http://www.educationengland.org.uk/documents/robbins/robbins1963.html> , 2014/8/18)

The Telegraph, 2012, GCSEs axed in favour of ‘English Baccalaureate Certificate’
(<http://www.telegraph.co.uk/education/educationnews/9548469/GCSEs-axed-in-favour-of-English-Baccalaureate-Certificate.html>,2013,11,7)

The Week with the First Post “GCSE reforms Q&A: the major changes planned for schools”
(<http://www.theweek.co.uk/education/55875/gcse-reforms-qa-major-changes-planned-schools>, 2013,12,28)

WWW.parliament.uk
(<http://www.parliament.uk/about/living-heritage/transformingsociety/livinglearning/school/overview/educationreformact1988/>,2014,7,23)

Xapaga Google Sites「イギリス&ウェールズの教育制度」
(<https://sites.google.com/site/xapaga/home/education> , 2014,9,13)

【資料1】

イングランドの教育制度: England Educational System								
Level	Year	Age	Key Stage	統一試験	公立 (State School)	私立 (Independent)		
初等教育 (Primary Sch)	1	5-6	KS1	NCTs (National Curriculum Test)	Primary School	Pre-Preparatory School		
		6-7						
	3	7-8	KS2		Preparatory School			
		4				8-9		
	5	9-10	NCTs					
	6	10-11						
中等 (Secondary Sch)	7	11-12	KS3	NCTs	Secondary School	Senior School		
	8	12-13						
	9	13-14						
	「義務教育終了」	10	14-15		(GCSE課程)	GCSEs (General Certificate of Secondary Education) (中等教育修了一般資格)(A~G Grade) (Academic and Vocational) 2017年以降(1~9Gradeへ)受験は一回のみ(?)		
		11	15-16		KS4			
6th Form (Secondary)	12	16-17	GCE-A課程	GCE-A (General Certificate of Education, Advanced Level (A~E Grade)) (Academic and Vocational)	6th Form 6th Form Tutorial College	6th Form 6th Form Tutorial College		
	13	17-18						
高等教育 (Higher Edu.)		18-19		Bachelor Degree (honor & normal)	(Further Educ. Col.) 「専門学校」			
		19-20						
		20-21						
		21-					Master's Degree/ Doctor's Degree	

(筆者作成)

【資料2 KSナショナル・テスト、修了資格試験、大学出願、GCE資格試験の年度時系列】

* 9～11月

- 6th Form最終学年生はUCAS(入試事務機関)(Universities & Colleges Admissions Service)に大学入学出願書を提出(GCSE成績、自己評価、内申書・他)

* 10月

- 4～5歳:生徒ベースラインアセスメント 基礎能力判定試験
- GCSE、AS A2 レベル模擬試験
(参考:スコットランド; Standard & Higher Exams, 16,17歳)

* 1～4月

- UCASから志望大学願書送付
- 各大学書類審査(大学又はコースにより面接実施)
- 志願者への結果通知(通常4月まで)
 - 「条件付合格」(GCE試験の成績次第で合格させるというもので、受験すべき科目及び合格のために最低限必要とされる成績も合わせて提示)
 - 「合格」、「不合格」

*** 4月**

- ・ 2, 6, 9年生；それぞれKS1, KS2, KS3 の能力判定試験

*** 5月**

- ・ 11年生は就職やAレベルの選択（1月～4月中に）
（3割が職業訓練コースへ、7割が大学進学のためのAレベル資格取得コースへ）
GCSE・ASレベル、A2レベル（9～11年生 自習期間 試験開始）

*** 5～6月** GCE試験

*** 7～8月** GCE、最終合格、進学する大学を決定、大学に通知

*** 8月** GCSE試験結果発表

*** 8～9月** 2、3次募集（欠員のあるコース）